



基発0927第2号
平成30年9月27日

国土交通省大臣官房長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成30年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年度の地域別最低賃金額の改定については、平成30年8月から9月の間に改定公示をすべて行い、平成30年10月1日から順次発効します。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴職におかれましても、中央及び地方の関係部局、関係機関、関係団体及び貴府庁所管の事業を行う者において、改定最賃額の周知・広報につき格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴府省庁における民間企業への役務及び工事等の発注に当たっては、年度途中での最低賃金額の改定に伴って、当該発注先が最低賃金法違反を発生させることがないように、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成30年9月7日閣議決定）を踏まえ、発注時における法令遵守について特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。

平成30年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額 【円】※	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	835 (810)	25	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	平成30年10月4日
岩手	762 (738)	24	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	平成30年10月1日
秋田	762 (738)	24	平成30年10月1日
山形	763 (739)	24	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	平成30年10月1日
茨城	822 (796)	26	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	平成30年10月6日
埼玉	898 (871)	27	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	平成30年10月1日
富山	821 (795)	26	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	平成30年10月1日
福井	803 (778)	25	平成30年10月1日
山梨	810 (784)	26	平成30年10月3日
長野	821 (795)	26	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	平成30年10月1日
静岡	858 (832)	26	平成30年10月3日
愛知	898 (871)	27	平成30年10月1日
三重	846 (820)	26	平成30年10月1日
滋賀	839 (813)	26	平成30年10月1日
京都	882 (856)	26	平成30年10月1日
大阪	936 (909)	27	平成30年10月1日
兵庫	871 (844)	27	平成30年10月1日
奈良	811 (786)	25	平成30年10月4日
和歌山	803 (777)	26	平成30年10月1日
鳥取	762 (738)	24	平成30年10月5日
島根	764 (740)	24	平成30年10月1日
岡山	807 (781)	26	平成30年10月3日
広島	844 (818)	26	平成30年10月1日
山口	802 (777)	25	平成30年10月1日
徳島	766 (740)	26	平成30年10月1日
香川	792 (766)	26	平成30年10月1日
愛媛	764 (739)	25	平成30年10月1日
高知	762 (737)	25	平成30年10月5日
福岡	814 (789)	25	平成30年10月1日
佐賀	762 (737)	25	平成30年10月4日
長崎	762 (737)	25	平成30年10月6日
熊本	762 (737)	25	平成30年10月1日
大分	762 (737)	25	平成30年10月1日
宮崎	762 (737)	25	平成30年10月5日
鹿児島	761 (737)	24	平成30年10月1日
沖縄	762 (737)	25	平成30年10月3日
全国加重平均額	874 (848)	26	—

※ 括弧書きは、平成29年度に改定された地域別最低賃金額

平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抄）

（平成30年9月7日閣議決定）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

6 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダumping対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

(2) 適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。